

水銀排出抑制のしおり（大気汚染防止法関係）

令和 7 年 4 月
石 川 県

第 1 はじめに

1 背景・目的等

平成 25 年 10 月に採択された水銀の人為的な排出を削減する対策に世界的に取り組み、地球的規模の水銀汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約」（平成 29 年 8 月 16 日発効）的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出が規制されることになりました。

令和 7 年 2 月 17 日に「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布されました。
（連続測定を導入、一部施設の排出基準の変更、規制対象施設の追加【令和 7 年 10 月 1 日施行】）

2 主な用語及び規制の概要

- ・「水銀等」とは、水銀及びその化合物（法第 2 条第 13 項）
- ・「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、水俣条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの（法第 2 条第 14 項）【第 2 を参照】
- ・「排出口」とは、水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部（法第 2 条第 15 項）

区 分	条 文	備 考
設置届出	法第 18 条の 28	計画変更命令等（法第 18 条の 31）、実施の制限（法第 18 条の 32）が適用
使用届出	法第 18 条の 29	
変更届出	法第 18 条の 30	同 上
排出基準の遵守	法第 18 条の 33	
水銀濃度の測定、記録・保存	法第 18 条の 35	
氏名等の変更届出	法第 18 条の 36	ばい煙発生施設と共通の届出様式
承継届出	法第 18 条の 36	同 上
廃止届出	法第 18 条の 36	同 上
改善勧告・改善命令	法第 18 条の 34	

第 2 水銀排出施設と排出基準（法第 2 条第 14 項、法第 18 条の 27、法第 18 条の 33）

水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（以下「水銀排出者」という。）は、水銀排出施設に係る排出基準（水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量）を遵守しなければなりません。

水銀排出施設の種類及び規模、排出基準（排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）の許容限度）は、次のとおりです（政令第 3 条の 5、省令第 5 条の 2、省令第 16 条の 18、別表第 3 の 3）。

1 石炭燃焼ボイラーの排出基準

対象施設 （各項は別表第 3 の 3 の項を示す）	対象規模	排出基準（ $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ ）	
		新規	既存
① 小型石炭混焼ボイラー（石炭専焼を除く。） 【 1 の項】	・ 燃料の燃焼能力（重油換算）50L/時 以上 100,000L/時未満	10 ($\text{O}_2 6\%$)	15 ($\text{O}_2 6\%$)
② 石炭ボイラー（①を除く。） 【 2 の項】	・ 燃料の燃焼能力（重油換算）50L/時 以上	8 ($\text{O}_2 6\%$)	10 ($\text{O}_2 6\%$)

（注）重油換算は重油 10L 当たりが液体燃料は 10L、ガス燃料は $16\text{ m}^3\text{ N}$ 、固体燃料は 16 kg にそれぞれ相当するものとして扱う。

2 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（一次製錬施設）の排出基準

対象施設 (各項は別表第3の3の項を示す)	対象規模 (次のいずれかに該当するもの)	排出基準($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)	
		新 規	既 存
①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（③を除く。） 【3の項】	・原料の処理能力1トン/時以上	15	30
②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及び③を除く。） 【3の項】	・火格子面積1 m^2 以上 ・羽口面断面積0.5 m^2 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)50L/時以上 ・変圧器の定格容量200kVA以上		
③銅の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 【3の項】	・原料の処理能力0.5トン/時以上 ・火格子面積0.5 m^2 以上 ・羽口面断面積0.2 m^2 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)20L/時以上		
④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（⑥を除く。） 【4の項】	・原料の処理能力1トン/時以上	30	50
⑤金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及び⑥を除く。） 【4の項】	・火格子面積1 m^2 以上 ・羽口面断面積0.5 m^2 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)50L/時以上 ・変圧器の定格容量200kVA以上		
⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 【4の項】	・原料の処理能力0.5トン/時以上 ・火格子面積0.5 m^2 以上 ・羽口面断面積0.2 m^2 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)20L/時以上		

(注) 1次製錬とは、硫化鉱の重量割合が50%以上である原料・材料を使用して銅、鉛、亜鉛を製錬するもの、精鉱の重量割合が50%以上である原料・材料を使用して金を製錬するもの

3 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程（二次精錬施設）の排出基準

対象施設 (各項は別表第3の3の項を示す)	対象規模 (次のいずれかに該当するもの)	排出基準($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)	
		新 規	既 存
①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（③及び⑤を除く。） 【5の項】	・原料の処理能力1トン/時以上	100 (R7.10.1～) 50	400 (R7.10.1～) 銅：300
②金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びに③、④及び⑤を除く。） 【5の項】	・火格子面積1 m^2 以上 ・羽口面断面積0.5 m^2 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)50L/時以上 ・変圧器の定格容量200kVA以上		
③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉（⑤を除く。） 【5の項】	・原料の処理能力0.5トン/h以上 ・火格子面積0.5 m^2 以上 ・羽口面断面積0.2 m^2 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)20L/時以上		

④鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉 【5の項】	・燃料の燃焼能力(重油換算)10L/時以上 ・変圧器の定格容量 40kVA 以上	100 (R7. 10. 1～) 50	400
⑤亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 【5の項】	・原料の処理能力 0.5 トン/時以上		
⑥金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、煅焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（⑦を除く。） 【6の項】	・原料の処理能力 1 トン/時以上	30	50
⑦金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。） 【6の項】	・火格子面積 1 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5 m ² 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)50L/時以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上		

4 セメントクリンカー製造施設の排出基準

対象施設 (各項は別表第3の3の項を示す)	対象規模 (次のいずれかに該当するもの)	排出基準 (μg/N m ³)	
		新 規	既 存
セメントの製造の用に供する焼成炉 【7の項】	・火格子面積 1 m ² 以上 ・燃料の燃焼能力(重油換算)50L/時以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上	50 (O ₂ 10%)	80 140(注1) (O ₂ 10%)

(注1) 原料とする石灰石の水銀含有量が 0.05mg/kg 以上の場合は 140 μg/Nm³ (省令附則第2条第2項)

5 廃棄物焼却炉の排出基準

対象施設 (各項は別表第3の3の項を示す)	対象規模 (次のいずれかに該当するもの)	排出基準 (μg/N m ³)	
		新 規	既 存
①廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及び②を除く。） 【8の項】	・火格子面積 2 m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時以上	30 (O ₂ 12%)	50 (O ₂ 12%)
②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの (R7. 10. 1～【10の項】)	(裾切りなし)	50 (O ₂ 12%)	100 (O ₂ 12%)

6 ガスタービンの排出基準(R7. 10. 1～ 追加)

対象施設 (各項は別表第3の3の項を示す)	対象規模	排出基準 (μg/N m ³)	
		新 規	既 存
ガスタービンのうち石炭をガス化して燃焼させるもの 【9の項】	・燃料の燃焼能力(重油換算) 50L/時以上	8 (O ₂ 16%)	10 (O ₂ 16%)

7 施設の分類における留意事項（通知第2の2）

- (1) 省令別表第3の3において2以上の施設に当てはまる施設は、事業の主たる目的とします。

【事例】非鉄金属の二次精錬が主たる目的であるが、廃棄物も受け入れている施設の場合
「廃棄物処理施設（省令別表第3の3の8の項）」ではなく、「非鉄金属製造施設（省令別表第3の3の5の項又は6の項）」に該当する。

- (2) 主たる目的の事業が水銀排出施設の項目に該当しない場合でも、主たる目的以外の事業が水銀排出施設の項目に該当する場合は、当該事業に該当する項目とします。この場合は、ばい煙発生施設の届出と種類が異なっても差し支えありません。

【事例】鉄鋼の製造が主たる目的であるが、廃棄物処理法第15条の産業廃棄物処理施設である場合
政令別表第1の12の項「製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉」は、水銀排出施設の主たる目的に合致した項目が存在しないが、この場合は、主たる目的以外の事業である「廃棄物処理施設（省令別表第3の3の8の項）」に該当する。

第3 新規施設の設置、既存施設の構造等を変更する場合

1 設置、構造等の変更の届出（法第18条の28、法第18条の30、省令第10条の5）

新規に水銀排出施設を設置しようとするとき、又は既存の水銀排出施設の構造等（様式第3の6による届出事項のうち氏名、名称、住所等以外のもの（水銀排出施設、排出ガス処理設備、水銀排出施設への投入物に大幅な変更等））を変更しようとするときは、設置・変更の日の60日前までに知事（金沢市内は金沢市長）に対して届け出なければなりません。なお、届出書の作成にあたっては、「第5」を参考としてください。

2 実施の制限（法第18条の32、法第18条の36第1項において準用する第10条2項）

水銀排出施設の設置・変更の届出が受理された日から60日（実施の制限期間）を経過した後でなければ、設置・変更に着手できません。

なお、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、実施の制限期間を短縮します。

第4 既存施設の届出及び経過措置

1 既存施設の設置の届出（法第18条の29、省令第10条の5）

現に工場、事業場に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）で水銀等を大気中に排出している者は、知事（金沢市内は金沢市長）へ「水銀排出施設の設置」の届出が必要です。届出書の作成にあたっては、「第5」を参考としてください。

なお、排出基準の適用が猶予される場合（省令附則第2条第3項又は第4項）であっても、水銀排出施設の設置等の届出の義務（法第18条の28から第18条の32及び第18条の36）や水銀濃度の測定の義務（法第18条の35）は猶予されません。

2 既存施設の排出基準

- (1) 既存の水銀排出施設に対する経過措置（省令附則第2条第1項）

既存の水銀排出施設は、「既存の排出基準」が適用されます。

- (2) 排出基準に適合しない既存の水銀排出施設の経過措置（省令附則第2条第3項）

既存の水銀排出施設のうち「既存の排出基準」に適合しないものは、基準に適合させるための大幅な改修を実施する場合（水銀排出施設又は水銀等の処理施設で「実質的な改修」は除く）、施行の日から2年を経過する日（2020年4月1日）までの間、排出基準の遵守が猶予されます。

なお、同日より前に改修が完了した場合は、当該改修が完了した日から「既存の排出基準」が適用されます。

(3) 既存の水銀排出施設の「実質的な改修」を行った場合（省令附則第2条第5項）

水銀排出施設の基本構造の変更により、対象となる水銀排出施設の裾切り基準と同じ規模要件（伝熱面積、バーナーの焼却能力、原料の処理能力等）が50%以上増加する改修（水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）を行った場合は、「実質的な改修」となり、改修後の施設には「新規の排出基準」が適用されます。

3 セメントの製造の用に供する既存の焼成炉の特例措置（省令附則第2条第2項）

セメントの製造の用に供する既存の焼成炉で、水銀含有量の少ない石灰石（0.05mg/kg 未満）に変更することが困難な場合に限り、緩和した基準（140 μ g/N m^3 ）を適用する経過措置があります。当該経過措置の適用及び解除に該当する場合は、速やかに知事に届け出てください。

4 廃棄物処理法による許可又は届出が必要な既存施設（省令附則第2条第4項、附則別表第2）

廃棄物処理法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による施設の変更の許可が必要な施設	平成31年4月1日までに施設の変更の許可を申請した場合、次のいずれか早い日までは排出基準の適用が猶予されます。 ① 当該変更の許可を受けた施設の使用を開始する日 ② 当該許可を受けた日から起算して1年を経過した日
廃棄物処理法第9条の3第8項の規定による施設の変更の届出が必要な施設	平成31年4月1日までに施設の変更の届出をした場合、次のいずれか早い日までは排出基準の適用が猶予されます。 ① 当該変更の届出をした施設の使用を開始する日 ② 知事が当該変更の届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる期間（廃棄物処理法第9条の3第9項において準用する同条第3項の期間）を経過した日から起算して1年を経過した日 ③ 当該変更の届出の内容が相当であると認める旨の知事の通知を受けた日から起算して1年を経過した日

（注）廃棄物処理法による施設の変更の届出が不要な場合は、上記第4の2（2）が適用されます。

第5 既存施設・新規施設の設置、既存施設の構造等の変更の届出書【既存施設・新規施設】

1 届出書類

設置、構造等変更の届出は、省令様式第3の6別紙1～3のほか、次の書類の添付が必要です。

- ① 水銀等の排出の方法
- ② 水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所
- ③ 水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要
- ④ 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所
- ⑤ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

なお、ばい煙発生施設の届出と重複する情報については、ばい煙発生施設の届出の受理書の写しを提出することで、書類の全部又は一部の提出を省略できます。

2 別紙1～3を記入する際の留意事項

別紙1	「規模」： 省令別表第3の3の中欄に規定する項目を記入する。 （例）セメントの製造の用に供する焼成炉の場合は、火格子面積、バーナーの燃焼能力、変圧器の定格容量のいずれかを記載する。小型石炭専焼ボイラーの場合は、伝熱面積のほか燃料の燃焼能力を必ず記入する。
別紙2	「原材料中（又は燃料中）の水銀等の含有割合」： 事業者が把握した原料・燃料等中の水銀含有量の代表値や平均値、又は幅を記入する。なお、感染性廃棄物等で事業者において測定が不可能な場合は空欄でも可とする。 「水銀濃度」： 排出ガスの測定実績がない場合は、既存、新規に関わらず、設置の届出の時点では空欄でも可とする。この場合は、設置後の定期測定の結果を踏まえて、変更届（法第18条の30）を提出する。

別紙 3	「水銀等の処理施設の種類、名称及び型式」：水銀等の大気排出抑制に効果があると考えられる電気集じん機やスクラバーといった排出ガス処理施設の種類、名称及び型式を記入する。 「処理能力の水銀濃度の処理前、処理効率」：水銀等の処理施設（排出ガス処理施設）における捕集前の排出ガス中の水銀濃度を記入する。なお、施設の構造上の理由等により測定が不可能な場合は、空欄（捕集効率欄を含む）でも可とする。また、ガス状水銀と粒子状水銀を分けて測定していない場合は、届出の時点で得られている水銀の濃度のみの記入でも可とする。この場合は、設置後の定期測定の結果を踏まえて、変更届（法第18条の30）を提出する。
---------	---

第6 水銀排出施設の廃止等の届出（法第18条の36）

水銀排出施設の設置を届け出た者等は、次表の①から③に該当したときは、知事（金沢市内は金沢市長）に届け出てください。

事 項	届出期限	届出様式
① 水銀排出施設の設置者の氏名、名称、住所又は所在地に変更があった場合 (法第18条の36第2項において準用する第11条)	変更があった日から30日以内	様式第4 氏名等変更届出書
② 水銀排出施設の使用を廃止した場合 (法第18条の36第2項において準用する第11条)	廃止した日から30日以内	様式第5 使用廃止届出書
③ 水銀排出施設を譲り受け若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により水銀排出施設に係る届出をした者の地位を承継した場合 (法第18条の36第2項において準用する第12条第3項)	承継があった日から30日以内。	様式第6 承継届出書

（参考）届出様式は、石川県環境政策課のHPからダウンロードすることができます。

第7 水銀濃度の測定【既存施設・新規施設】（法第18条の35）

水銀排出者は、水銀排出施設に係る水銀濃度（排出ガス中の水銀測定）を測定（定期測定・再測定）し、その結果の記録・保存が必要です。

ただし、以下の施設では定期測定・再測定に代えて連続測定※を行うことができます。（R7.10.1～）

- ※ 環境大臣が定める測定法のうち、水銀濃度を年間を通じて連続的に測定することが可能な方法
- ・「第2」の【3の項】から【6の項】までに掲げる施設
 - ・「第2」の【8の項】に掲げる施設のうち、政令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉であって廃棄物処理法第2条第2項に掲げる一般廃棄物を処理する施設及び同法第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）

1 測定方法

測定方法は、「排出ガス中の水銀測定法（令和4年9月22日環境省告示第75号）」のとおりです。

ガス状水銀と粒子状水銀を測定し、その濃度の合計（5の粒子状水銀の測定を省略した場合はガス状水銀のみで評価）により排出基準への適合を判断します。

2 定期測定の頻度（省令第16条の19第1号）

水銀排出施設	定期測定の頻度
① 排出ガス量が4万N m ³ /時以上の施設（③、④を除く）	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
② 排出ガス量が4万N m ³ /時未満の施設（③、④を除く）	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
③ 専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
④ 専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

3 定期測定の結果の記録（省令第16条の19第5号）

定期測定の結果は、様式7の2「水銀濃度測定記録表」に記録し、3年間の保存が必要です。

- ・交付を受けた計量法第110条の2の証明書は、記録として取り扱うことができます。
- ・再測定を実施した場合は、最大及び最小の値を含む全ての値の記録・保存が必要です。
- ・連続測定が可能となる施設において連続測定を行った場合も、その測定結果（水銀濃度）を記録し、3年間保存することが必要です。（R7.10.1～）

4 定期測定において排出基準を上回った場合（省令第16条の18第3号、第4号）

「定期測定」の結果が、排出基準を超えた場合は、「再測定」を行う必要があります。

なお、排出基準の適用が猶予されている期間内においては、定期測定において排出基準を上回ったとしても「再測定」を行う必要はありません。

再測定の方法

- ① 排出基準の1.5倍を超える場合は定期測定の結果を得てから30日以内、1.5倍以下の場合は同日から60日以内に3回以上の再測定を実施して、結果を得ること。

なお、定期測定の結果が出た時点で定期点検等のため休止している場合は、再測定のみを目的に施設を稼働する必要はありませんが、できる限り速やかに再測定を行ってください。

- ② 初回の測定結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価すること。

「再測定」後の平均値での評価においても排出基準を上回る場合は、県に対し、その旨並びに原因究明及び再発防止策についての連絡をお願いします。

5 粒子状水銀の測定の省略（省令第16条の19第2号）

連続する3年の間において、構造等の変更届出がなく、また継続して定期測定を行い、「粒子状水銀の測定の省略の条件」の①から③のいずれかを満たす場合は、粒子状水銀の測定を省略できます。

ただし、省略の条件を満たすことが確認できた場合であっても、その時点から3年を超えない期間に1回以上の頻度でガス状水銀及び粒子状水銀の濃度それぞれの測定が必要です。

粒子状水銀の測定の省略の条件

- ① 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること（定量下限は、告示に示す方法により求める）
- ② 測定結果の年平均が $50 \mu\text{g}/\text{N m}^3$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であるもの
- ③ 測定結果の年平均が $50 \mu\text{g}/\text{N m}^3$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満であり、かつ、粒子状水銀の濃度が $2.5 \mu\text{g}/\text{N m}^3$ 満であるもの

第8 要排出抑制施設（法第18条の37）

水銀排出施設以外で水銀等の排出量が相当程度多い施設（要排出抑制施設）を設置している者は、当該施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、単独又は共同して、自らが遵守すべき基準を作成し、水銀等の濃度の測定、結果の記録・保存その他大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及び評価を公表してください。

要排出抑制施設（政令第10条の2、政令別表第4の2）	備 考
① 製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）	裾切なし
② 製鋼の用に供する電気炉	裾切なし

（注）廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）又は廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設に該当する場合は、「要排出抑制施設」ではなく「水銀排出施設（省令別表第3の3の8の項）」に該当

第9 その他

1 改善勧告（法第18条の34第1項）

水銀排出者が排出基準に適合しない水銀等を継続して大気中に排出すると認めるとき（再測定の結果が2度以上連続して排出基準を超過した場合）、知事は、水銀排出者に対し、期限を定めて、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告します。

2 改善命令（法第18条の34第2項）

改善勧告に従わないときは、知事は、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命じます。

3 主な罰則（法第33条～第37条）

違反内容	罰 則
設置、構造等変更の未届出、虚偽の届出	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
設置（既存施設に限る）の未届出、虚偽の届出	30万円以下の罰金
設置、構造等変更の届出に対する計画変更命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
設置、構造等変更の実施制限違反	30万円以下の罰金
改善命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
未記録、虚偽の記録、記録の保存義務違反	30万円以下の罰金
氏名等の変更、廃止、承継の未届出	10万円以下の過料

ご質問等は、次の県保健福祉センターの生活環境課又は石川県生活環境部環境政策課までお問い合わせ下さい。（金沢市内に関しては金沢市環境政策課 TEL:076-220-2508 へお問い合わせ下さい）

機 関 名	住 所	電話番号	所管区域
南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町ヌ 48 番地	0761-22-0795	小松市、加賀市、能美市、川北町
石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場 2 丁目 7 番地	076-275-2642	白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ 27 番 9 号	0767-53-6893	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田 102 番地 4	0768-22-2028	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課
環境管理グループ

〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1463（直通）FAX 076-225-1466
E-mail: e170100@pref.ishikawa.lg.jp

